**入　札　説　明　書**

　石巻市湊排水ポンプ場ほか１７箇所で使用する電力の供給に係る一般競争入札については、入札公告に定める事項及びその他関係法令に定める事項のほか、この入札説明書によるものとする。

　入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。この場合において、仕様等に疑義がある場合は、下記に掲げる者に説明を求めることができる。

　ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異義を申し立てることはできない。

**１　公告日**　　**令和５年６月３０日**

**２　一般競争入札に付する事項**

(1)　調達する物品 　 石巻市湊排水ポンプ場ほか１７箇所で使用する電力の供給

(2)　調達物品の特質等　　仕様書のとおり

　(3)　供給期間　　 令和５年８月１日　午前０時から令和７年７月３１日　午後１２時まで

　(4)　供給場所 　 仕様書及び別添資料のとおり

**３　入札参加資格**

(1)　一般競争入札参加申請書の提出期限の日から開札の時までの期間において、次に掲げる要件をすべて満たす者で、本市の審査により本入札の入札参加者に必要な資格があると認められた者であること。

　　　 なお、契約締結日までの期間において、参加資格を有しなくなった場合については、失格となる。

ア　石巻市契約規則（平成１７年石巻市規則第５７号。以下「契約規則」という。）第３条第２項に定める競争入札参加資格承認簿（以下「承認簿」という。）の「物品」に登録され、宮城県内に本店、支店及び営業所等のいずれかの機能を有している者。

イ　平成３０年４月１日以降、日本国内の官公庁舎において、１年間以上誠実に継続履行した実績を有すること。

ウ　電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第２条第１項第３号の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けている者であること。

エ　平成３０年４月１日以降、高圧電力（６，０００ボルト以上）で１件の契約電力が５０ｋＷ以上の電力供給実績があること。

オ　供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。

(2)　次に掲げる者は、入札に参加することができない。

　　　ア　入札前資格審査用一般競争入札参加申請書に関して、入札参加資格を有する条件を満たさない者

　　　イ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定する者

ウ　石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成１７年石巻市告示第１８０号）第２条第１項の規定による指名停止又は同要綱第１２条第１項から第３項までの規定による指名回避を受けている者

　　　エ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。

　　　オ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。

　　　カ　石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成２０年石巻市告示第２６８号）別表各号に規定する要件に該当する者

　　　キ　業務全般に関し、不正又は不誠実な行為の疑いにより、地方公共団体が契約を締結するに、不適当な相手方に該当するおそれがある者

**４　入札日程**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 手　続　等 | 期間・期日・期限 | 場　所　等 |
| 入札前資格審査用一般競争入札参加申請書の提出  **（「郵便（書留）」又は「窓口持参」）** | 令和５年７月１０日（月）  午後５時必着  封筒の表に公告番号、件名とともに「入札参加資格審査申請関係書類在中」と朱書きし、郵送の場合は発送日に必ず右記連絡先へ電話連絡すること。 | 〒986-8501  宮城県石巻市穀町１４番１号  石巻市建設部下水道管理課  維持管理係  0225-95-1111(内線5685) |
| 審査結果の通知日 | 令和５年７月１２日（水） | ファクシミリにより通知 |
| 仕様書等に対する質問の受付 | 令和５年６月３０日（金）から  令和５年７月７日（金）  午後５時　必着 | ファクシミリにより提出のこと。 |
| 質問への回答 | 令和５年７月１０日（月） | 質問提出事業者及び入札参加申請書提出事業者にファクシミリにより回答 |
| **入札書及び積算内訳書の提出期限** | **令和５年７月１８日（火）**  **午後５時 必着** | **建設部下水道管理課維持管理係**  **※「郵便（書留）」 又は「窓口持参」のこと。** |
| **入札日（開札日）** | **令和５年７月１９日（水）**  **午前１０時** |  |

（注）　入札公告の開始日から仕様書等に対する質問への回答日までの期間内に、仕様書等の訂正及び追加を行う場合がある。入札に参加する者は仕様書等の訂正及び追加内容を確認するとともに、質問への回答を確認の上、入札書を提出すること

**５　入札参加申請**

　(1)　入札公告に示した入札に参加しようとする者は、前記４に示す期限、場所等を厳守し、入札前資格審査用一般競争入札参加申請書（別記様式第１号）及び以下の添付書類各１部を持参又は郵送により提出して、資格審査を受けなければならない。

　　　 なお、本公告の申請及び入札参加資格審査書類の提出にかかる費用は、入札参加申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

また、前記３に掲げる事項を満たしていることを条件として入札参加者に必要な資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が本入札に参加するためには、開札の時において前記３(1)に掲げる事項を満たしていなければならない。

　　　 なお、期限までに申請書類を提出しない者及び入札参加者に必要な資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

　　　ア　入札前資格審査用一般競争入札参加申請書（別記様式第１号）

　　　イ　電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第２条第１項第３号の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けた者であることを証明する書類（経済産業大臣からの登録通知の写し）

　　　ウ　電力供給実績調書（別記様式第４号）

　　　エ　前記オの実績が確認できる契約書又は仕様書等の写し及び高圧電力の供給実績があることを証明する書類

　　　オ　供給開始日から送電することが可能であることを示す書類

　(2)　留意事項

　　　ア　入札参加申請書等の作成及び提出に係る費用は、参加申込みをする者の負担とする。

　　　イ　入札参加申込書等提出期限後の差替え及び再提出は不可とし、提出された入札参加申込書等は返却しない。

　　　ウ　入札参加申込書等に虚偽の記載をした場合は、当該入札参加申込書等を無効とするとともに、虚偽記載をした者に対して指名停止を行う場合がある。

**６　入札参加資格の審査結果の通知**

1. 入札参加資格審査書類を提出した者の審査結果については、制限付き一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知する。

なお、この通知は、ファクシミリにより行う。

　　(2)　上記(1)に示す「制限付き一般競争入札参加資格審査結果通知書」を交付された者であっても、開札が終了するまでは、入札を辞退することができる。

なお、入札を辞退する場合は、任意様式の辞退届を提出すること。

**７　契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨**

　　日本語及び日本国通貨とする。

**８　入札手続**

　 (1)　入札に参加する者は、別紙の入札書に入札金額積算内訳書を添付して、入札しなければならない。

　　　 入札書に記載する日付は、開札当日の日付とすること。

　(2)　問合せ先

　　 　〒986-8501　宮城県石巻市穀町１４番１号

　　　　宮城県石巻市　建設部下水道管理課　維持管理係

　　　　ＴＥＬ　０２２５－９５－１１１１（内線５６８５）

　　　(3)　入札者が連合又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、入札の執行を延期又は取り消す。

**９　入札書及び入札金額計算書の記載方法**

(1)　入札書及び入札に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札参加者は、一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積りすること。

　 なお、入札書には、各社において設定する契約電力に対する単一の単価（仕様書に記載する力率における年間を通しての単一単価）及び使用電力量に対する単価（月別又は時間帯別に異なる単価を使用する場合はそれぞれの単価）を根拠とし、提示する契約電力及び月毎の予定使用電力量に対し、それぞれの契約希望単価を乗じて得た総価（総額）（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を記載すること。

　 また、契約は入札金額積算内訳書に記載された単価に基づく単価契約となるので、入札参加者はそのことに留意すること。

　 上記の予定使用電力量は、あくまで想定であり、電力の供給を確約するものではなく、実際の使用電力量が、予定使用電力量に満たない場合であっても、本市は一切の責を負わない。

(3)　入札金額積算内訳書の「入札金額」は、入札書の入札金額と一致すること。

　(4) 基本料金単価については、力率割引及び割増し適用前の額を記載すること。

(5) 電力量料金単価については、燃料費の変動に伴う発電費用の変動（燃料費調整額）及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成２３年法律第１０８号)に基づく賦課金を含まない額を記載すること。

　 (6)　積算内訳書は本件調達で定めた様式のほか任意の様式でも可とする。

**10　入札説明会及び入札に関する質疑応答**

　　入札説明会は実施しない。質疑については個別に受け付けるが、前記４に記載の日程で行うので、受付期間を厳守すること。

**11　入札（開札）の日時**

(1)　入札（開札）の日時 　令和５年７月１９日（水）　午前１０時

**12　入札保証金及び契約保証金**

　(1)　入札保証金　入札保証金は、免除する。

　 (2)　契約保証金　契約保証金は、免除する。

**13**　**落札者の決定等**

(1)　入札を行った者のうち、予定価格以下の価格で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(2)　郵便（書留）又は窓口持参以外の入札は、認めない。

(3)　落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（消費税及び地方消費税を含む金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税込みの金額を入札書に記載すること。

**14　入札の回数**

(1)　入札執行回数は、原則として１回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札を行うものとし、再度入札の回数は、１回とする。

　　 なお、再度の入札を行う場合も、入札書に併せて入札金額積算内訳書の提出が必要となるので、注意すること。

(2)　初度の入札で無効となった者は、再度の入札に参加することができない。

(3)　入札の結果、落札者が決定しなかった場合には、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第８号の規定による随意契約に切り替える。

**15　入札の無効**

次の(1)から(8)のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効となる入札をした者又は初度の入札に参加しなかった者は、再度の入札に参加することはできない。

(1)　本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札及び入札前資格審査用一般競争入札参加申請書又は入札資格審査書類に虚偽の記載をした者のした入札。

なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

(2)　入札時点で前記３(1)に掲げる要件を満たさない者の行った入札及び前記３(2)に掲げる者の行った入札

(3)　金額その他重要事項の記載が不明確な入札（修正可能な筆記用具の使用等）

　　(4)　同一人が同一事項についてした二通以上の入札

　　(5)　入札書の表記金額を訂正した入札

　(6)　入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札

　(7)　入札条件に違反した入札

　(8)　連合その他不正の行為があった入札

**16　入札結果について**

本入札の結果が確定した場合は、その結果を入札者に対しファクシミリにより通知する。

**17 契約書の作成**

(1)　競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方と別に提示する契約書を取り交わす。

(2)　発注者である石巻市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印したときに、本契約は確定する。

(3)　契約の相手方は、その所在地が遠隔地にある場合には、発注者から２通の契約書（案）を送付し、記名押印後に、発注者から当該契約書に記名押印し、そのうちの１通を契約の相手方に送付する。

**18　その他**

　　(1)　当該入札参加者及び当該契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担する。

　 (2)　入札に参加する者は、入札公告のほか、別紙仕様書、契約規則及び関係法令を遵守すること。

　　(3)　入札に必要な書類について、前記５に提示した書類以外にも必要に応じ、提出を求めることがある。

(4)　落札者は、この業務に係る供給契約を締結した後において、入札が契約規則第１３条第１項第４号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、当該契約金額の１００分の２０に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。

(5)　実際に生じた本市の損害額が、上記(4)に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につき、なお請求することを妨げない。上記(4)の規定により落札者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が上記(4)の規定による損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(6)　長期継続契約により翌年度以降の本市の歳出予算において、本契約の契約金額の減額又は削除があった場合は、契約金額の減額又は契約の解除をすることがある。この場合において、本市は当該契約金額の減額又は削除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

(7)　入札説明書を入手した者は、当該入札以外の目的で使用してはならない。

(8)詳細又は不明な点については、前記８(2)に記載する場所に照会のこと。